

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律に基づく 「基本方針」の策定について

水産庁国際課

1. 概要

- (1) 商業捕鯨の再開を受け、「**商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律**（平成 29 年法律第 76 号）」が昨年 12 月に改正され、法の名称が「**鯨類の持続的な利用の確保に関する法律**」と改められた。
- (2) これに伴い、同法に基づく、「**鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針**」（以下「**基本方針**」という。）を改正し、閣議決定を行う。

2. 基本方針の主な変更点

(1) 題名

「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針」を「**鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針**」に変更。

(2) 施策の基本的な方向（新設）

新たに施策の基本的な方向の項を設け、**鯨類資源を持続的に利用するとの我が国の基本姿勢、国際機関との連携、再開した捕鯨業の円滑な実施に関する事項**を中心に記述。

(3) 鯨類科学調査の意義

鯨類科学調査について、従来は、その正当性と商業捕鯨再開のために必要な科学的情報の収集を目的とする旨記述していたものを、**鯨類の持続的な利用を確保し、捕獲可能量の算出や管理方策の策定に利用するために科学的知見の蓄積を図るとの**記述に変更。

(4) 捕獲可能量の算出に関する基本的事項（新設）

捕獲可能量の算出については、鯨類科学調査によって収集した科学的根拠に基づき行うこと、政府は捕獲可能量の範囲内で捕獲枠を設定することを記述。

(5) 捕鯨業の円滑な実施の支援に関する基本的事項（新設）

政府は予算の範囲内で、捕獲・解体・保管技術の開発等、捕鯨業の円滑な実施のために必要な措置を講ずることを記述。

(6) 国際協力の推進等に関する基本的事項（新設）

国際捕鯨取締条約（ICRW）からの脱退後も、関係国・関係機関への調査結果の提供等により国際協力の推進、国際的な連携の強化を図ることを追加。

(7) 鯨類の適正な流通の確保等に関する基本的事項（新設）

政府は、法令の規定に違反して捕獲されたひげ鯨等の国内流通を防止するためにDNA等の情報の適正な管理その他必要な措置を講ずることを追加。

鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（案）

この基本的な方針は、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成二十九年法律第七十六号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、鯨類の持続的な利用の確保のための施策の基本的な方向、鯨類科学調査の意義、目標及び実施体制、捕獲可能量の算出、捕鯨業の円滑な実施の支援、妨害行為の防止及び対応、国際協力の推進、鯨類の適正な流通の確保等に関する基本的事項並びにその他鯨類の持続的な利用の確保に関する重要事項を定めるものである。

第一 鯨類の持続的な利用の確保のための施策の基本的な方向

鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要である。

我が国は、古来、鯨類を食料としてばかりではなく、様々な用途に利用し、捕鯨に携わることによって

、それぞれの地域が支えられ、また、そのことが鯨類を利用する文化や生活を築いてきた。このように鯨類の持続的な利用の立場に立つ我が国は、昭和二十六年に国際捕鯨取締条約（以下「ICRW」という。）に加入して以来、同条約の目的である「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」ことを目指し、鯨類に関する科学的調査の実施などを通じて、鯨類の持続的な利用の推進に取り組んできた。昭和五十七年にいわゆる「商業捕鯨モラトリアム」が採択されて以降も、持続可能な商業捕鯨の実施を目指し、三十年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進め、解決策を模索してきた。しかしながら、保護のみを重視し、持続的な利用の必要性を認めようとする国々からの歩み寄りは見られず、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかになったことから、我が国は、令和元年六月末をもって、ICRWから脱退した。

このような経緯を経て、我が国は、平成三十年十二月二十六日に発出された官房長官談話で示されたとおり、令和元年七月一日から大型鯨類（ICRWが管理対象とする鯨種をいう。以下同じ。）を対象とする捕鯨業を再開したところである。三十一年ぶりに再開された大型鯨類を対象とする捕鯨業には、従来か

ら実施されてきているイルカ類を含む小型鯨類（ICRWが管理対象としていない鯨種。以下同じ。）を対象とした捕鯨業とともに、鯨類の持続的な利用の確保を主体的に担っていくことが期待されている。

これら大型鯨類及び小型鯨類を対象とする捕鯨業は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの我が国の基本姿勢の下、国際法規に従って行われるものである。

この基本姿勢の下、引き続き鯨類の持続的な利用を確保するための科学的知見の蓄積を図り、その結果を踏まえて適切に捕鯨業が実施されるよう、政府は鯨類科学調査を適切に実施するとともに、それにより収集した科学的知見その他の科学的根拠に基づいて捕獲可能量を算出し、当該捕獲可能量の範囲内で捕鯨業者が一年間に捕獲することができる捕獲枠を設定する。また政府は、捕獲量の定期報告を遵守させることなどを通じ、捕獲枠を超過して捕獲が行われることがないように捕鯨業者に対して適切な指導及び助言並びに必要な措置を行うとともに、捕鯨業の円滑な実施が確保されるよう必要な支援を行う。

さらに、我が国は、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくとの方針の下、我が国が締結した条約等に従い、適当な国際機関と連携しながら、調査結果の提供などを通じ、科学的知見に基づく鯨類の資源

管理に貢献していくほか、鯨類の持続的な利用の立場に対する国際社会の支持を拡大していくため、海洋生物資源を持続的に利用するとの立場を共有する国々との連携をさらに強化していく。

鯨類の持続的な利用のためには、捕鯨業及び鯨類科学調査が円滑かつ安全に実施されることが重要であることから、我が国は、引き続き、これらに対する妨害行為の防止及び対応に万全を期するとともに、鯨類に係る伝統的な食文化等の継承や鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解を増進するため、鯨食の普及に係る情報発信などの必要な措置を講じる。

第二 鯨類科学調査の意義に関する事項

科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの我が国の基本姿勢に則り、鯨類の持続的な利用を確保し、適切に捕鯨業を実施するためには、鯨類の個体数、系群構造、回遊生態等の様々な生物学的情報及び鯨類を含む生態系に係る知見等の蓄積を図る必要がある。

このため、国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら、目視調査等の非致命的調査やそれ

を補完する捕鯨業の実施を通じた科学的情報の収集を含めた、包括的な鯨類科学調査を実施することが必要である。

調査によって得られた研究成果は、適切な捕獲可能量の算出等の鯨類資源の管理方策の策定に利用するほか、鯨類の個体数の推定や生態の解明、鯨類の生態系での位置付けの解明等に用いるものとする。

また、鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力に資するため、研究成果について関係国際機関に対して報告するとともに、関係国との共有等を行う。

第三 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

一 鯨類の個体数、系群構造、回遊生態、年齢組成、性成熟情報その他の捕獲可能量の算出等鯨類の適切な資源管理方策等を策定するために必要となる科学的情報を収集する。

二 鯨類の食性、餌料生物を始めとする生態学上関連する種、生息環境その他の鯨類と海洋生態系との関わりを解明するために必要となる科学的情報を収集する。

三 鯨類及び関連する生態系全般の持続的な利用に資すると認められる情報を収集する。

第四 第三の目標を達成する上で特に重要と認められる鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

一 鯨類科学調査の計画策定及び実施に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束、確立された国際法規及び法令を遵守する。

二 鯨類科学調査計画の策定に当たっては、法第七条第一項の規定で指定する指定鯨類科学調査法人、国立研究開発法人水産研究・教育機構その他の鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関と協力する。

三 鯨類科学調査の実施に当たっては、捕鯨業の実施を通じて得られる科学的情報を有効に利用する。

四 鯨類科学調査の実施に当たって鯨類の捕獲を伴う必要がある場合は、科学的な合理性に照らしてその必要性を十分に確認した上で実施する。

五 鯨類科学調査の実施に当たっては、鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関と、案件の

性質を個別に踏まえつつ、連携する。

第五 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

一 鯨類科学調査は、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う。

二 鯨類科学調査は、調査対象鯨種、調査水域、海洋環境、調査目的等の要素を勘案し、目視調査、バイオプシーサンプリング、標識調査等を適切に組み合わせる実施する。

三 政府は、所要の財政措置を通じ、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な資金に係る支援を行う。

四 政府は、鯨類科学調査に当たっては、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構と緊密に連絡を取るとともに、鯨類科学調査が適切に実施されるよう、案件の性質を個別に踏まえつつ、その他鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関又は専門家と相談の上、助言を行う。

五 政府は、鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施のため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材

の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他の鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずる。

第六 捕獲可能量の算出等に関する基本的事項

一 捕獲可能量の算出は、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う。

二 捕獲可能量の算出は、鯨類の持続的な利用が確保されるよう、鯨類科学調査により収集した科学的知見その他の利用可能な最良の科学的根拠に基づき行う。

三 指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構は、捕獲可能量の算出に関し、案件の性質を個別に踏まえつつ、適当な国際機関及び鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関又は専門家と協力する。

四 政府は、鯨類の持続的な利用が確保されるよう、捕獲可能量算出に関し、鯨類科学調査により収集した科学的知見その他の利用可能な最良の科学的根拠等について、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開

発法人水産研究・教育機構と緊密に情報共有を行う。

五 政府は、科学的根拠に基づき算出された捕獲可能量の範囲内で、捕鯨業者が一年間に捕獲することができる捕獲枠を設定する。

六 政府は、必要に応じ、関係する地方公共団体等と協力し、捕鯨業者による捕獲枠を超過した捕獲が行われないよう必要な措置を講ずる。

第七 捕鯨業の円滑な実施の支援に関する基本的事項

政府は、捕鯨業の円滑な実施を支援するため、予算の範囲内で、捕鯨業の実施のための船舶及びその乗組員の確保の支援、鯨類の捕獲、解体及び保蔵に係る技術の開発及び普及の促進その他必要な措置を講ずる。

第八 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

一 水産庁、内閣府総合海洋政策推進事務局、警察庁、法務省、外務省、海上保安庁等の関係行政機関は、捕鯨業及び鯨類科学調査の安全な実施のため、必要に応じ、相互に情報共有を行う。

二 関係行政機関は一体となり、それぞれの所掌事務に応じて、捕鯨業者、指定鯨類科学調査法人、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に対して情報提供等の支援を行う。

三 捕鯨業の操業及び鯨類科学調査が、妨害行為の発生が予想される海域や時期に実施される場合は、各操業や調査航海の前後に、関係行政機関は、捕鯨業者、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構等との間において、妨害行為に対応して講ずべき措置及び実際の妨害行為の具体的な内容について情報共有を行うなど、緊密に連携する。

四 水産庁は、必要に応じ、捕鯨船、調査船等の安全かつ円滑な活動に資するため、水産庁監視船を派遣し、妨害船についての動静把握、捕鯨船、調査船等に対する助言及び指導を行い、関連法令に従い、妨害行為に対する妨害船への警告、捕鯨船、調査船等の安全かつ円滑な活動を確保するための捕鯨船、調査船等の近辺への占位等を行う。

五 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるとともに、関係法令に従い、我が国で妨害行為を行うおそれがある外国人の上陸の拒否その他の必要な措置を講ずる。

六 水産庁は、妨害行為の防止及び妨害行為への対応を行うに当たり、関係行政機関に対して協力するよう求めることができるものとする。また、内閣府総合海洋政策推進事務局は、必要に応じ、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に従い、関係行政機関の間での総合調整を行う。

第九 鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進等に関する基本的事項

一 政府、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「政府等」という。）は、捕鯨業の操業や鯨類科学調査により得られた科学的知見の関係国際機関における報告、関係国との共有、学術雑誌への投稿等を行い、鯨類の持続的な利用に係る国際協力を推進する。

二 政府等は、国際的な鯨類の資源管理の重要性への理解を深めることを目的に、関係国や関係国際機関

との協議の場の設定その他適切な方法により国際的な連携を強化する。

第十 鯨類の適正な流通の確保等に関する基本的事項

一 政府は、法令の規定に違反して捕獲されたひげ鯨及びまっこう鯨（以下「ひげ鯨等」という。）の国内流通を防止するため、捕鯨業で捕獲され、又は混獲若しくは輸入されたひげ鯨等の個体識別のためのDNA等の情報の適正な管理及び流通に関する調査その他必要な措置を講ずる。

二 政府は、鯨類の加工・販売等を行う事業者その他の関係者に対し、その事業等を妨害されることがないようにするため、情報提供その他の必要な措置を講ずる。

第十一 その他鯨類の持続的な利用の確保に関する重要事項

一 政府は、捕鯨業が科学的根拠に基づき持続的に行われていること及び我が国が関係国際機関と連携しながら科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していることを、国内外の一般市民に向けて分かりや

すく解説するため、メディアへの公表、パンフレットの作成及び配布並びにインターネットサイトへの掲載等の方法により広く情報発信する。

二 政府は、指定鯨類科学調査法人等が行う鯨食の普及に係る情報発信に関する活動を支援する。

三 政府は、捕鯨を取り巻く状況等を勘案し、第四から第十までに掲げる事項を含め鯨類の持続的な利用の確保の在り方について検討を加え、必要に応じ、本基本方針の見直しを行う。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律 概要

改正の必要性・方向性

旧法は、商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に調査捕鯨を実施するための法律

国際捕鯨取締条約からの脱退及び商業捕鯨の再開（2019.7.1）を受け、引き続き国連海洋法条約等との関係に配慮しつつ、鯨類の持続的な利用が適切かつ円滑に行われるようにする必要
 ⇒ **鯨類科学調査**については、捕獲を伴うとの位置付けを変更した上で、捕鯨業の適切な実施等を確保する上で引き続き重要な役割を担うものとして、実施体制を整備する
 ⇒ **捕鯨業**については、科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、円滑な実施に必要な措置がとられるようにする

改正後の法律の内容

※赤字は主な改正部分

1. 題名

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律

2. 定義（第2条）

- ・ **鯨類の持続的な利用**：鯨類を適切な水準に維持するように保存・管理しながら持続的に利用
- ・ **鯨類科学調査**：鯨類の持続的な利用のための科学的情報の収集を目的とする科学的調査
 ※捕獲の例示を削除、小型鯨類の調査を取り込む
- ・ **捕鯨業**：鯨類を捕獲する漁業
- ・ **妨害行為**：鯨類科学調査・捕鯨業の操業を妨害する行為

3. 基本原則（第3条）

- ・ **鯨類科学調査** ※捕獲を伴うとの原則を削除
 - ①主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指す
 - ②条約及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえる
 - ③十分な分析・研究、研究成果の公表・国際協力
 - ④国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携
- ・ **捕鯨業**
 - ①捕獲可能量（鯨類の持続的な利用のため鯨種ごとに科学的根拠に基づき算出）の範囲内で実施
 - ②条約及び確立された国際法規に基づき実施
 - ③適切な支援による円滑な実施

4. 鯨類の持続的な利用の確保に関する国の責務・基本方針（第4条・第5条）

5. 鯨類科学調査計画等（第6条～第9条）

- ・ 特に重要な鯨類科学調査に係る計画の策定
- ・ 指定鯨類科学調査法人の指定（日本鯨類研究所を想定）、同法人による実施
- ・ 指定鯨類科学調査法人の調査の費用補助

※国が水産機構に行わせる調査も明記

6. 鯨類科学調査の実施体制の整備（第10条）

- ・ 調査研究人材の養成・確保
- ・ 調査に当たっての捕鯨業者の協力の確保

7. 捕獲可能量の算出等（第11条）

- ・ 捕獲可能量の算出、その範囲内での捕獲枠設定、捕獲枠超の捕獲が行われないことの確保
- ・ 指定鯨類科学調査法人・水産機構の捕獲可能量算出への協力

8. 捕鯨業の円滑な実施の支援（第12条）

- ・ 捕鯨業の船舶・乗組員の確保の支援
- ・ 鯨類の捕獲・解体等の技術開発・普及の促進

9. 妨害行為への対応等（第13条～第16条）

- ・ 調査実施者・捕鯨業者の妨害対策への支援
- ・ 政府職員・船舶の派遣
- ・ 関係行政機関の情報共有
- ・ 外交上の適切な措置
- ・ 妨害行為のおそれのある外国人の入国管理

10. 国際協力の推進等（第17条）

- ・ 鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進
- ・ 科学的知見の普及・活用等
- ・ 鯨類に関する文化等についての広報活動の充実・学校給食等における利用の促進
- ・ 国際環境の改善のための外交上の措置

11. 鯨類の適正な流通の確保等に関する措置（第18条）

- ・ 違法捕獲された鯨類の国内流通防止
- ・ 加工・販売業者の安心確保

12. 鯨類の持続的な利用の確保のために必要な財政上の措置等（第19条）

13. 改正後3年を目途とした検討（附則第4項）

令和元年12月11日施行